新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)記載要領変更箇所

新規上場申請のための有価証券報告書(IIの部)記載要領(2024年4月1日改訂版)について、旧「記載要領」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
28	V. 株式等の状況について	Ⅳ. 経営管理体制等について
	$1 \sim 5$ (略)	$1 \sim 5$ (略)
	6. <u>買収への対応方針</u> について	6. 買収防衛策について
	買収への対応方針の導入の有無及び今後の予定を記載してく	買収防衛策の導入の有無及び今後の予定を記載してくださ
	ださい。	V ∙°
39	XI. 添付書類について	XI. 添付書類について
	$(1) \sim (18)$ (略)	$(1) \sim (18)$ (略)
	(17 (16) (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17	(新設)
	短信(上場会社の作成する四半期決算短信と同様の様式で作成し	(M) (IX)
	てください (TDnet に開示している場合は提出不要です)。なお、	
	申請後に決算が確定した場合は、作成後遅滞なく提出してくださ	
	い。)	
39	最終更新日 2024年4月1日	最終更新日 2023年3月10日
	 適 用 対 象 2024年4月1日以降に上場を希望する会社の申	 適 用 対 象 2023年3月13日以降に上場申請を行う会社か
	 請から適用(ただし、 <u>XI. (19</u>)の添付書類は <u>、</u>	
	該当する期間の「新規上場申請のための四半期	は、申請後に差分のみ別途提出も可)
	報告書」を提出する会社は提出不要)	

以上